The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	元代法旨に見える歴代帝師の居所 : 大都の花園大寺と大護国仁王寺
Author(s)	中村, 淳
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1993, 27, p. 57-82
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48032
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

元代法旨に見える歴代帝師の居所

——大都の花園大寺と大護国仁王寺——

中村　淳

はじめに

モンゴル時代に皇帝、諸王、皇太后・皇后の発令文がそれぞれ聖旨、令旨、懿旨と呼ばれたのに対し、歴代帝師及び国師が元朝治下の仏寺あるいは仏僧に出した発令文は法旨と呼ばれ、文書原物、碑刻、あるいは典籍に収められる形で伝存する。帝師とは、一二六〇年に元朝初代皇帝に即位したクビライによって国師に任命されたチベット仏教サキャ派の高僧パクパが、一二七〇年に任じられた元朝仏教界の最高の位である。以来歴代サキャ派の高僧たちがその地位を踏襲し、皇帝を始めとする皇族たちの絶大な尊崇を受け、同派はその庇護のもとチベットにおいても覇を唱えた。碑刻として伝存する法旨四通に訳註を加えた常一九八四（五二二—五二三頁）が述べるように、聖旨・令旨・懿旨がモンゴル皇族によって発令されたのに対して、皇族でない帝師がそれに匹敵する法旨を出せたことは、法旨の存在自体がモンゴル皇室の帝師崇拝、そして帝師の特別な地位を表わしていると言える。法旨は聖旨

等と同様、一定の書式を持っており、冒頭定型句に始まり、発令者、告知対象者、宛先、寺産安堵等を内容とする本文、威嚇文言、発令年、発令地の順に記されている。[1] 法旨の発令者である帝師に関する研究は多くあるが、紛れもない同時代史料である法旨を積極的に利用したのは唯一、稲葉一九六五のみと言ってよい。稲葉氏はチベット年代記や漢文文献に加えて、トゥッチ氏によって中央チベットのシャルゥ寺でたまたま発見されたチベット語文書群、いわゆるシャルゥ文書（Zha lu Documents）中の八通の法旨を利用して歴代帝師の系統と年次を明らかにした。しかし帝師の具体的な職掌や活動に関しては漢文・チベット文を問わず史料が少なく、例えば皇帝のもとに赴いた歴代の帝師たちが一体どこを拠点にしていたのかなど、研究の多さの割りには不明な部分が多い。ところで、近年中国を中心に新たな法旨の存在を明らかにする論文や史料集が次々に現われてきている。そこで本稿では、まずはじめに筆者が確認し得た限りの法旨を一覧にして提示し、特にその発令地に着目して歴代帝師の居所を把握してみたい。

一　歴代帝師の法旨

法旨すべての移録、訳註を行なうことは到底不可能であるから、以下に筆者が把握する法旨について、発令年次、宛先、発令者、発令地、それぞれに対する研究等の情報を挙げつつ、年代順に一覧にして示す。なお、シャルゥ文書の Tucci 1949 の頁数は氏の英訳・移録・写真の順に挙げる。また発令者である各帝師の在位期間を稲葉一九六五によって初出の場合に限り付した。

①ウサギの年（至元四年丁卯、一二六七）十月十五日付け、チベットのチョーディン寺 chos sding dgon pa

宛て、パクパ 'Phags pa（第一代帝師、一二七〇—一二七四）のチベット文法旨 gtam 原物。発令地はダムニン 'Dam snying°。写真：Schuh 1981, pp. 345-348. 研究：Schuh 1981, pp. 341-344；陳・祝一九八六；西蔵人民出版社一九八六、六一頁。

②シャルゥ文書第一篇（Tucci 1949, pp. 670, 747, 748, fig. 124）。トラの年（至元二十七年庚寅、一二九〇）七月一日付け、ゴンポパル mGon po dpal 宛て、第四代帝師イェシェーリンチェン Ye shes rin chen（一二八六—九一）のチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城上都 pho brang chen po Shang to°。移録：赤烈曲扎一九八六、二四一—二四二頁。

③シャルゥ文書第二篇（Tucci 1949, pp. 670, 747, 748, fig. 125）。ヒツジの年（元貞元年乙未、一二九五）閏四月十八日付け、ゴンポパル宛て、第五代帝師タクパオーセル Grags pa 'od zer（一二九一—一三〇三）のチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城上都 pho brang chen po Shang to°。移録：赤烈曲扎一九八六、二四二—二四三頁。

④ウシの年（大徳五年辛丑、一三〇一）三月十八日付け、河南鄭州大覚禅寺住持璋長老ら宛て、第五代帝師タクパオーセルの漢文法旨碑。発令地は大都大寺。移録・研究：『金石萃編補正』巻四、八葉裏—九葉表；蔡一九五五、四八頁；常一九八四、五〇三—五〇四頁；西蔵人民出版社一九八六、六二頁。

⑤ウシの年大徳五年（辛丑、一三〇一）四月二十八日付け、五台山大寿寧寺住持華厳順吉祥ら宛て、第五代帝師タクパオーセルの漢文法旨碑。発令地は五台山。移録・研究：『常山貞石志』巻一七、一四葉表—一九葉表；蔡一九五五、四九頁；常一九八四、五〇四—五〇五頁；西蔵人民出版社一九八六、六二—六三頁。

⑥タツの年（大徳八年甲辰、一三〇四）二月二十四日付け、ロポン＝コントン Slob dpon 'Khon ston 並びにロポン＝リンチェンパルサンポ Slob dpon Rin chen dpal bzang po 宛て、第六代帝師リンチェンギェンツェン Rin chen rgyal mtshan（一三〇四―〇五）のチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城大都の大寺花園 pho brang chen po Ta'i tu'i sde chen po Me tog ra ba。写真・研究：西蔵人民出版社一九八六、一三頁、六四頁。

⑦シャルゥ文書第三篇（Tucci 1949, pp. 670, 747, 749, fig. 126）。タツの年（大徳八年甲辰、一三〇四）五月二十三日付け、ドルジェワンチュク rDo rje dbang phyug 宛て、第六代帝師リンチェンギェンツェンのチベット文法旨 gtam 原物。発令地は上都 Shang to。移録：赤烈曲扎一九八六、二四三―二四四頁。

⑦′タツの年（大徳八年甲辰、一三〇四）五月二十二日付け、ドルジェワンチュク宛て、第六代帝師リンチェンギェンツェンのチベット文法旨原物。発令地は「上都」。研究：西蔵人民出版社一九八六、六三―六四頁（漢訳のみでテキストなし）。⑦より日付が一日早いだけで発令者・発令対象者は同じで、内容も西蔵人民出版社一九八六の漢訳をみるかぎり一致する。同書の誤植の可能性があり、本稿ではこれを一通として数えない。

⑧シャルゥ文書第四篇（Tucci 1949, pp. 671, 750, 748, fig. 127）。ヒツジの年（大徳十一年丁未、一三〇七）七月十九日付け、シャルゥ寺宛て、第七代帝師サンギェパル Sangs rgyas dpal（一三〇五―一四）のチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城大都の大寺 pho brang chen po Ta'i tu'i sde chen po。移録：赤烈曲扎一九八六、二四四―二四五頁。

⑨ヒツジの年（大徳十一年丁未、一三〇七）十月十九日付け、シャルゥ寺宛て、第七代帝師サンギェパルのチベ

ット文法旨原物。発令地は「大都大寺」。研究：西蔵人民出版社一九八六、六五頁（漢訳のみでテキストなし）。

⑩シャルゥ文書第五篇（Tucci 1949, pp. 671, 750, 749, fig. 128）。タツの年（延祐三年丙辰、一三一六）四月八日付け、シャルゥ寺宛て、第八代帝師クンガロトーギェンツェンパルサンポ Kun dga' blo gros rgyal mtshan dpal bzang po（一三一五—二七）のチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城大都の大寺 pho brang chen po Ta'i tu'i sde chen po。移録：赤烈曲扎一九八六、二四五—二四六頁。

⑪ヘビの年（延祐四年丁巳、一三一七）正月三十日付け、広東韶州路南華禅寺・広州路南華戒院住持徳衍長老宛て、第八代帝師クンガロトーギェンツェンパルサンポのチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城大都の大寺 pho brang chen po Ta'i tu'i sde chen po。明の天順八年（一四六四）五月十五日付けの漢訳が原物とともに南華寺に現存する。写真：楊一九八二、図版二；広東省博物館一九九〇、図版五四、五五。研究：楊一九八二、四六—四七；照那斯図一九八二、二三〇—二三二頁（訳文は常風玄）；西蔵人民出版社一九八六、六六—六七頁；Junast 1989, pp. 94-95（常風玄漢訳からの英訳）；広東省博物館一九九〇、九八頁。

⑫ヒツジの年（延祐六年己未、一三一九）十一月八日付け、ロン＝リンチェンゴン slōn Rin chen mgon 宛て、第八代帝師クンガロトーギェンツェンパルサンポのチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城大都 pho brang chen po Ta tu。写真：孟一九八四、二五七頁。研究：孟一九八四；西蔵人民出版社一九八六、六五—六六頁。

⑬シャルゥ文書第六篇（Tucci 1949, pp. 671, 750, 752, 751, fig. 129）。トリの年（至治元年辛酉、一三二一）四月十二日付け、シャルゥ寺宛て、第八代帝師クンガロトーギェンツェンパルサンポのチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城大都の花園大寺 pho brang chen po Ta'i tu'i Me tog ra ba'i sde chen po。移録：赤

烈曲扎一九八六、二四六—二四八頁。

⑭トリの年（至治元年辛酉、一三二一）十月十五日付け、河南大名路濬州天寧寺住持朗吉祥宛て、第八代帝師クンガロトーギェンツェンパルサンポのパクパ文字モンゴル文・漢文対訳法旨（fa-jï）碑。発令地は Tay-du／大都。拓影：北京図書館金石組一九九〇（四九）、一〇八頁；照那斯図一九九一、一四三頁。モンゴル文研究：常一九八四、五〇六—五一〇頁（解読は照那斯図による）；照那斯図一九九一、一四二—一四六頁。漢文移録・研究：『濬県金石録』巻二；Chavannes 1908, pp. 410–413；蔡一九五五、七七頁；常一九八四、五一〇—五一一頁；西蔵人民出版社一九八六、六七頁；照那斯図一九九一、一四六頁。

⑮シャルゥ文書第七篇（Tucci 1949, pp. 671–672, 752, 751, fig. 130）。ウシの年（泰定二年乙丑、一三二五）三月十日付け、ドルジェワンチュク rDo rje dbang phyug 宛て、第八代帝師クンガロトーギェンツェンパルサンポのチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城大都 pho brang chen po Ta'i tu。移録：赤烈曲扎一九八六、二四八—二四九頁。

⑯『勅修百丈清規』所収、ネズミの年（至元二年丙子、一三三六）四月十一日付け、大龍翔集慶寺笑隠長老宛て、第十一代帝師クンガギェンツェンパルサンポ Kun dga' rgyal mtshan dpal bzang po（一三三二—一三五九）の漢文法旨。発令地は大都大寺。移録・研究：Chavannes 1904, pp. 437–447；蔡一九五五、一一〇頁；入矢一九五八、五五—五七頁。シャヴァンヌ・蔡両氏は『大正新修大蔵経』巻四八所収本（二〇二五番）によるが、入矢氏が発表した元刊本（京都大学付属図書館所蔵）によるべきである。

⑰ネズミの年（至元二年丙子、一三三六）四月十六日付け、シャルゥ寺宛て、第十一代帝師クンガギェンツェン

パルサンポのチベット文法旨原物。発令地は「大都大寺」。研究：西蔵人民出版社一九八六、六八頁（漢訳のみでテキストなし）。

⑱シャルゥ文書第八篇（Tucci 1949, pp. 672, 752, 751, fig. 131）。ネズミの年（至元二年丙子（一三三六）もしくは至正八年戊子（一三四八））四月十六日付け、シャルゥ寺宛て、第十一代帝師クンガギェンツェンパルサンポのチベット文法旨 gtam 原物。発令地は大宮城の大都花園大寺 pho brang chen po'i Ta'i tu Me tog ra ba'i sde chen po。移録：赤烈曲扎一九八六、二四九—二五〇頁。

⑲ヘビの年（至正元年辛巳（一三四一）もしくは至正十三年癸巳（一三五三）もしくは至正二十五年乙巳（一三六五））十月十五日付け、山東泰安州長清県大霊巌寺住持定巌長老宛て、国師コンチョクギェンツェン dKon mchog rgyal mtshan（詳細不明）のチベット文・漢文対訳法旨（gtam）碑。発令地は高良河の大寺 Gra'u lyang ho'i sde chen po／高良河大護国仁王寺。大護国仁王寺は大都都城の西、高良河の河岸に位置する。拓影：Chavannes 1908, pl. 28；常盤・関野一九七六、図版七の二；王一九八一、四六頁；北京図書館金石組一九九〇（五〇）、一四三頁；京都大学文学部図書館一九九〇、図版二七、二五頁。チベット文移録：Chavannes 1908, pl. 29 (Lévi, S. による)；常一九八四、五一四—五一七頁。漢文移録：Chavannes 1908, p. 419；寺本一九三一、七八頁；蔡一九五五、五二頁；常一九八四、五一七—五一八頁；西蔵人民出版社一九八六、六八—六九頁。研究：Chavannes 1908, pp. 418-421；寺本一九三一；蔡一九五五、五二頁；常盤・関野一九七六、七頁；常一九八四、五一一—五一八頁；西蔵人民出版社一九八六、六八—六九頁。

⑳ブタの年六月十三日付け、シャルゥ寺宛て、帝師のチベット文法旨原物。発令地は大宮城上都のツェー大寺

表：法旨より見た歴代帝師の動き

月	1	2	3	4	閏4	5	6	7	8	9	10	11	12
発令地	大	大	大	大	上	上	上	上01／大19	—	—	大	大	—

（大＝大都，上＝上都。地名に付した数字は日付を表わす。）

pho brang chen po Shang to'i Tshes sde chen po（詳細不明）。中国歴史博物館一九九一、一四一頁に「元帝給西蔵的敕諭」として写真のみが載せられるが、前半数行分が欠けており発令者は不明。ただし文書に捺されたパクパ文字漢文の印璽の刻文はシャルゥ文書のそれと同様tay-ön di-šhi t'uṅ-liṅ jü-guę sheṅ-ni juṅ-hsing ši-cäw ji yin（大元帝師統領諸国僧尼中興釈教之印）[2]と読め、本文書は間違いなく帝師の法旨である。

以上二十通の法旨は、他の聖旨などの発令文がほとんど碑刻として伝存するのに比して、チベット文の原物が十六通とその大半を占めていることが第一の特徴である。おそらく法旨の原文は原則としてチベット文で書かれ、唯一パクパ文字・漢文合璧として異彩を放つ⑭を別として、他の漢文法旨はチベット語から訳されたと考えられる。

さて、発令年次と発令地が明示される法旨からは定時的に発令者たる帝師の位置を把握することができる。ここで各法旨のうち大都もしくは上都から発令されたものを月順に並べてみると別表のようになる。年次を一切無視した点に問題は残るが、帝師が四月から五月にかけて上都に向かい、七月に大都に戻るという傾向が看取される。ところで元代の故事・風俗を多く記録した書として知られる葉子奇『草木子』雑制篇（元明史料筆記叢刊、六四頁）によると、元の皇帝は毎年四月に上都に避暑し八月に大都に還るとある。そこで両者の動向を対照してみると大都に還る月は帝師の方が一月早いものの概ね一致し、歴代の帝師が皇帝に従い両都間を往来した姿が浮かび上がってくるのである。さらに発令地に関して特徴的なのは「大寺」という語句が数多く見え

ることである。それも⑳の上都のツェー大寺を除けば、漢文法旨碑である④⑯及びチベット文法旨原物である⑧⑨⑩⑪⑰の大寺はすべて大都とセットになっている。ここで特に注目したいのは、チベット文法旨原物の⑥⑬⑱に大都の花園大寺、蔵漢合璧法旨碑の⑲にチベット文で高良河の大寺、漢文で高良河大護国仁王寺と、それぞれより具体的に記されている点である。そこで以下、大都のこれら二つの大寺と歴代帝師との関係を順に考察することとする。

二　チベット年代記にみえる大都の花園大寺

一三七六年成立の『ヤルルンジョウォの仏教史 Yar lung jo bo'i chos 'byung』（四川民族出版社、一九八八年、略号YJC）と、一四三四年成立の『漢蔵史集 rGya Bod yig tshang』（四川民族出版社、一九八五、略号GBYT）の二つのチベット年代記の歴代帝師の伝には花園大寺 Me tog ra ba'i sde chen po に言及する箇所が散見される。

まずGBYTの第二代帝師リンチェンギェンツェン Rin chen rgyal mtshan 伝には、

ラマ＝パクパがウー・ツァンに行かれた間、花園に座主の様になされた。

とある。[3] この花園はおそらく花園大寺を略記したものである。そして次の第三代帝師ダルマパーララクシタ Dharmapālaraksita については、YJC一五八頁に、

ラマ＝パクパの舎利がおわす安置場として水晶の大塔を造られた。それがおわす寺（である）花園大寺がおわ

した。そこに五年ほど居られて、……

とあり、花園大寺と呼ばれた寺にはパクパの舎利が納められた水晶の大塔があったことがわかる。これに対してGBYT三三三頁には、

セチェン皇帝（＝クビライ）に請うて、ラマ＝パクパの舎利がおわす水晶の大塔とそれがおわす花園大寺をお建てになった。

とあり、[4] ダルマパーラクシタがパクパの舎利塔だけでなく花園大寺そのものをも建てたとする点、記述に慎重さを欠く。

ここで漢文文献に目を移してみると、『元史』巻一二・世祖本紀・至元十九年（一二八二）十二月癸卯の条（二四九頁）には、

詔して帝師答耳麻八剌剌吉塔（ダルマパーラクシタ）を立て、玉印を掌り、諸國の釋教を統領し、帝師八合思八の舎利塔を造らしむ。

とあり、漢文史料からもダルマパーラクシタがパクパの舎利塔を建てたことが確認できるのである。さらに『佛祖歷代通載』巻二一・王盤奉敕撰發思八行状[5]（七〇七頁下）に、

庚辰（一二八〇）、師（＝パクパ）年四十二歳。時に至元十七年（一二八〇）十一月二十二日、示寂す。上（＝クビライ）聞きて震悼に勝えず。舊德を追懷して、連（しきり）に大宰堵波（ストゥーパ）を京師に建て、眞身の舎利を寶蔵せしむ

るに、輪奐、金碧として儔(たぐ)い無し。

とあり、舎利塔は京師すなわち大都に建てられたのであり、二つのチベット年代記に舎利塔が建てられたとある花園大寺が大都にあったことが間接的にわかる。なおパクパは一二八〇年にチベットで死んでおり、舎利はわざわざそこから大都に運ばれたことになる。

以下、第八代クンガロトーギェンツェンパルサンポ、(6)第九代クンガレクページュンネーギェンツェンパルサンポ Kun dga' legs pa'i 'byung nas rgyal mtshan dpal bzang po、(7)第十一代クンガギェンツェンパルサンポ、(8)第十二代ソナムロトーギェンツェンパルサンポ bSod nams blo gros rgyal mtshan dpal bzang po(9)はすべて花園あるいは花園大寺に入寂したと伝えられる。第八代については、一三六三年成立のチベット年代記『紅史 Hu lan deb ther』に「大都で死んだ」とあり、(10)ここでもこの花園大寺が大都にあったことが確認されるのである。

このように二つのチベット年代記の各帝師伝より、花園大寺には初代帝師のパクパの舎利塔が造られただけでなく、第二代・第三代帝師がそこを居所とし、第八代から第十二代の五人の帝師がそこで亡くなっていることがわかる。さらに『紅史』『元史』の関連記事との照合の結果、この花園大寺が大都に位置したことが明らかになり、すなわちこれがチベット文法旨の発令地「大都の花園大寺」と同一の寺であることに疑問の余地はない。

三　大護国仁王寺とパクパ

大護国仁王寺に関する基本的史料はすでに王一九三七、一三五頁に列挙されている。それによると同寺は、クビ

ライの命によりその正后チャブイによって大都都城の西、高良河（あるいは高梁河とも）の岸に一二七〇年十二月に起工、一二七四年三月に完成したという。同寺が早く失われたためその正確な位置は不明であったが、王堯氏によって現在の北京市の白石橋以北、中央民族学院以南の一帯のどこかにあたることが明らかにされた（王一九八一、五〇頁）。

さて、大護国仁王寺と帝師との関係について明確に論及した研究はないが、『佛祖歴代通載』巻二二（七二二頁中）によれば、

帝（＝クビライ）嘗て帝師（＝パクパ）に問いて云わく「寺を修め塔を建つるは何の功徳有りや」と。帝師云わく「福廕は大千たり」と。是れに由りて仁王護國寺を建て、以って國を鎮めしむ。……中略……定光佛（＝燃燈仏？）の塔に毫光發現す。帝命じて開視せしむるに内に舎利有り。光は人目を耀かす。是に由りて寶塔を重建す。

とあり、クビライと初代帝師パクパの問答の中から建立の話が持ち上がり、また同寺が鎮国寺として建てられ、複数の塔が存在したことがわかる。さらに、石田幹之助氏が紹介した元代随一の工芸家ネパール王族のアニガの行状を記す『程雪樓集』巻七・涼國敏慧公神道碑（元代珍本文集彙刊、九葉表）には、

……上（＝クビライ）深く簡注（？）し工事はこれに命ぜざる無し。佑聖廟の肖貌の生きるが如きの若き、護國仁王の莊嚴の無上の若き、西園の玉塔の空を陵ぐが若きは、皆公の心匠の權輿なり。

とある。(11) このアニガとは、一二六〇年パクパが勅命によりチベットに黄金の塔を建てる際、ネパールより連れてこられ、翌年パクパに具足戒を受けてその弟子となり、パクパとともに入朝した人物である。大護国仁王寺の建設はパクパの弟子アニガの手になるものであった。アニガが工事監督した寺院の一つ大都の大聖寿万安寺は妙応寺として北京に現存し、ひときわ目を引くチベット式の白塔に因んで元代から現在に到るまで白塔寺と称される。同じくアニガが作ったのであるから、この大護国仁王寺の塔もチベット式であった可能性は高い。また、同寺の建立には元代工芸史上にアニガと並んで著名な劉元も携わっている。『道園學古録』巻七・劉正奉塑記（四部叢刊、八八頁）によると、

> 至元七年（一二七〇）、世祖皇帝、始めて大護國仁王寺を建て、梵天佛象（象は像に同じ）を嚴（かざ）り、以て天下に教を開かんとす。奇工を求めてこれを爲さしめんとし、劉正奉を黄冠の師より得。……中略……召さるるに及び又阿尼哥國公に従い西天の梵相を學ぶ。

とあり、劉元は大護国仁王寺に納める仏像を作る際に召され、造像の指南をアニガに受けている。『元史』巻二〇三・方技伝（四五四六頁）には、「其（＝劉元）の爲す所の西番の佛像は多く秘にして、人の罕れに見るを得る者なり」とある。これら梵（天）・西天さらには西番もインドを指す可能性がある単語だが、ここでは、アニガの建てた現存する白塔がチベット式であることからみても、劉元が彼に習った西天の梵相はチベット式の造像法であり、大護国仁王寺に納められた梵天仏像もチベット式であったと考えて大過あるまい。

このように大護国仁王寺は建立当初よりパクパおよびチベット仏教と深い関わりをもった寺であったことが確認

できるのである。

ところで各種漢文文献には、この大護国仁王寺において毎年二月八日から十五日にかけて大法会が行なわれたと記される。次節に移る前にこの法会がどの様なものであったか確認しておきたい。『析津志輯佚』歳紀の条（北京古籍出版社、一九八三、二一四―二一五頁）はこの法会を最も詳細に伝えている。

二月天都（?）初八日、京の西鎭國（＝大護国仁王寺）に牌を迎え、鼓樂・鏗鍧と儕（ともひちりき）に觱篥を出す。金身佛、善男・信女は元吉を期す。白傘の帝師は帝釋を尊び、皇城望日（十五日）宮室に遊ぶ。聖主・后妃は宸覽し畢れば、宣力を勞いて金銀・緞匹を君恩もて錫う。至元丁卯四年（一二六七）世祖皇帝は帝師の班言を用い、白傘を置きて御座の上を蓋い以て邦國を鎭む。仍お金輪を崇天門の右に置き、鐵柱は高きこと數丈にして、鐵絙を以て四にこれを繫ぎ、以て金轉輪王の四天下を統制するを表す。皆帝師の請に從うなり。西鎭國寺は、乃ち察必（チャブイ）皇后が創む。……中略……（二月）八日、平則門外三里許り、即ち西鎭國寺あり。寺の兩廊に賣買富んにして甚だ太平たり。皆南北・川廣（四川や広東）の精麄（＝粗）の貨にして最も饒盛爲り。内に商賈の開帳すること錦の如く、咸この日よりす。南北二城より行院・社直・雜戲は畢く集まり、恭しんで帝坐・金牌・寺に與うるの大佛を迎えて城外に遊び、極むること甚だ華麗なり。多くこれ江南の富商にして、海内の珍奇は湊集せざるは無し。これも亦年例の故事なり。酒食の肆を開くこと江南と異なること無し。これも亦皇城に遊ぶの亞者なり。これを過ぎれば則ち詔有りて皇城に遊ぶは、世祖の故典なり。其れ例にして慶壽寺に都て會す。これより先に旨を得、後に中書は禮部に箚下し各屬所司に行移し、默して教坊諸等の樂人・社直・鼓板・大樂・

北樂・清樂を整えしむ。儀鳳司は常川に提點し、各々宰輔は自ら嬪子の車を辦し、凡そ寶玩の珍奇、希罕の蓄國の物は、夫の百禽・異獸の諸々の雜辦とともに、獻賞貢奇すること互いに相い夸耀す。於あ以て京師の天下の壯麗を極むるを見ん、於あ以て聖上の太平を兆開し民と同に樂しまんとするの意を見ん。戸部に下して錢糧を關撥し、諸該の衙門に應付し、社直等の用に分辦せしめ、各投下は簇馬・只孫(12)を分辦して筵會し、俱にこれ小小舍人は盛飾して以て豪奢を顯らかにす。凡そ兩京の權勢の家は、蓄う所の寶玩以て富を角う。蓋し一に以て詔を奉じ、二に以て國殷んにして、故に内帑の費す所は、動もすれば二三萬を以て計る。

ここに見える西鎮国（寺）が大護国仁王寺であることは、建立者（チャブイ）及び場所（平則門外三里許り）が一致することからも明らかである。二月八日に始まる法要は帝師が中心となって盛大に執り行なわれ、同寺には大都（旧城・新城）から儀仗・楽隊が集められ、玉座・金牌・同寺の大仏（金身仏）が迎えられ、十五日に宮城の大明殿に入り皇帝・皇后の前で仏事が営まれた。大護国仁王寺の境内には多数の商人と商品が集まり、また歌舞・演芸を楽しもうと后妃・諸王を始め多くの人間が参集したのである。さらに『元史』巻七七・祭祀志六・國俗舊禮の条（一九二六―一九二七頁）には、

世祖至元七年（一二七〇）、帝師八思巴の言を以て、大明殿の御座の上に白傘蓋を置くこと一、頂に素段を用い、泥金もて梵字を其の上に書き、邪魔を鎭伏し國刹を護安するを謂う。自後毎歳二月十五日、大明殿に白傘蓋の佛事を啓建し、諸色の儀仗・社直を用い、傘蓋を迎引し、皇城の内外を周遊し、云に衆生の與に不祥を祓除し福祉を導迎す。

とあり、この法会が白傘蓋の仏事と呼ばれたことがわかる。そしてそれはパクパの帝師就任の年であり、大護国仁王寺起工の年でもある一二七〇年に始まったのである。どの史料にも明記されないが、この大法会は釈迦入滅の二月十五日に行なわれる涅槃会と無関係であったとは考えられない。『析津志輯佚』の（金）牌とは釈迦の位牌であろうか。

以上の事実を踏まえれば、『元史』巻二七・英宗本紀・延祐七年（一三二〇）十二月己巳の条（六〇九頁）に「敕して明年二月八日の佛を迎うるを罷む」とあるのも、また『元史』巻二九・泰定帝本紀・泰定元年（一三二四）二月甲子（＝八日！）の条（六四四頁）に「佛事を作すに、僧百八人及び倡優・百戯に命じて、帝師を導きて京城に遊ばしむ」とあるのもすべてこの大護国仁王寺における法要を指したものであると言える。

四　大護国仁王寺の大法会とサンガ

次にこの大法会に元代史上姦臣としてまた財政家として名高い、かのサンガ（桑哥）[13]も関与していたことを確認していこう。元来パクパの弟子であったサンガは至元中（一二六四年―）に仏教・チベット担当の特殊官署である総制院の長官となり、一二八七年にはそれを兼務したままついに尚書右丞相となって政府の実権を掌握、翌一二八八年には総制院を宣政院と改名・格上げし、そのままその長官を兼ねた。しかし一二九一年には数々の悪事が露見し誅殺される。

『道園學古録』巻四二・朝列大夫僉燕南河北道肅政廉訪司事贈中議大夫禮部侍郎上騎都尉追封天水郡伯趙公（趙思恭）神道碑（三七〇頁下―三七二頁下）[14]に、

國家は歳ごとに二月八日を以て佛を城西高良河に迎う。京府より盡く富民の珠玉・奇玩・狗馬・器服・俳優・優雑・子女・百戲・眩鬻を出だし以て樂と爲す。禁卒・外衛・中宮・貴人・大家は幕を設けて以て觀、廬帳は野を蔽う。諸王・近侍・貴臣は賓(つらね)て異服に飾り、駿を馳せ盛気して以て相い先後す。國家一日の費は鉅萬にして民間の費もこれに稱う。桑哥はもと大浮圖師の譯者(15)にして、幸遇せらるるを得、故に其の事尤も侈る。織染提擧の儲普華(16)は高良寺（＝大護国仁王寺）中の人なり。並びに縁りて貪虐を爲すこと尤も甚し。公（＝趙思恭）は御史を以て執りてこれを治めんとす。桑哥の令を以て（儲普華の）解を求むるも得ず。桑哥召してこれを辱め、これに詰めて曰く「女(なんじ)は天子が爲に福を求めんことを欲せざらんや。禍い且に測らず」と。公徐(おもむろ)に曰く「儲普華は上を欺き下を虐ぐ。天子が爲にとて怨を歛むるは福を求むるにはあらざるなり」と。桑哥屈する能わずして罷む。爾後、頗る國用の耗を知り、或いは間歳に一を省き、或いは略ぼ故事に應じて、復た昔の盛の如くせず。

とある。同一事件を伝える『石田先生文集』や『傅與礪詩文集』ではサンガを「時相」としており、この記事の上限はサンガが尚書右丞相となった一二八七年、下限は失脚する一二九一年となる。『元史』姦臣伝（四五七〇頁）に「人と爲り狡黠、豪横にして好く財利の事を言う」と酷評されたサンガは、二月八日に始まる白傘蓋の大法会に際して動く莫大な金品に目をつけ、高良寺すなわち大護国仁王寺の儲普華とともにその私腹を肥やしていたのであろう。(17) 仏教を管轄する宣政院の長官でもあった、時の宰相サンガにとっては法要の運営に深く関与することも容易いことであったはずである。

さて、ここでチベット年代記『漢蔵史集』サンガ Sang gha 伝の一部（二八八―二九〇頁）を紹介したい。

（サンガは）モンゴル語・漢語・ウィグル語・チベット語など各種の言語を知る一訳師である。最初にラマ＝パクパの御前にドメー（すなわち）中国とチベットの中間（の地）で謁見し、「啓蒙して下さい」と言ったので訳師に任じられた。スグルチ zu gur che[18]をもしていた時に、彼が智慧大にして各種言語に精通することにラマは喜ばれて、皇帝の前に何度も遣わしたので、帝もまた智慧と功徳とを考慮されてラマの所から連れ出し、次々と仕事を任じたところ任に堪えた。宣政院 son jing dben の長官に任命されていた時に[19]、彼が花園大寺 Me tog ra ba'i bde chen[20]の近くに、ラマに法を求める為の粗末な掘建て小屋 rgod kyi 'tshal khang[21]を一つ作ったところ、（御史）台の臣 tha'i sa[22]が咎め、サンガを監獄に入れた。その折、カレフ Ka le hu[23]に仏の十二行為の像があったのを招聘して、贍部州の楽舞があった所に皇帝も来て巡り、御覧なされた。その場所にラマを招こうと（使者を）遣わしたところ、ラマは「私どもチベットの国では、子が監獄に連れ去られた父親は路地に出るのも恥ずかしい。私のサンガは私に法を求める為の小屋を一つ作った。そうしたところ、（御史）台の臣に咎められて監獄に連れ去られている。私は来れない」とおっしゃった。（それが）帝に報告されると、「ラマの寝所用にということであれば、彼が咎められる筋ではないと見る。ラマに『歌舞にお来し下さい』と伝えよ！」との仰せが出たので、サンガは罪から免れ、施主・帰依処は面会した。

従来この記事は、サンガとパクパの関係がいかに密接であったかを示す逸話として取り上げられてきた。[24]しかし一

読すればわかるように、仏像が迎えられ歌舞・演芸が行なわれたこと、皇帝クビライ自らがその場に来駕していること、パクパがそこへ招かれていることなど、この記事はすでに引用したいくつかの漢文史料と共通点が多く、すなわち二月八日に始まる大護国仁王寺における白傘蓋の法要にまつわる逸話と考えられるのである。御史台とサンガの対立が描写される点については『道園學古録』の記事と共通するが、『漢蔵史集』では最後に施主・帰依処つまりクビライとパクパ[25]が面会しているから、パクパが大都を離れチベットに帰る一二七一年[26]より以前の記事と考えられ、単純に言えば両者はまったく別個の事件を記したものとなる。ただしこのことによって、『漢蔵史集』の記事が白傘蓋の法要を述べたものであるとする筆者の結論に何ら問題は生じない。

そして『漢蔵史集』サンガ伝に見える花園大寺が、チベット文法旨原物の発令地として、またチベット年代記に歴代帝師の居所として見えた大都の花園大寺と同一の寺であることは間違いない。ところで『元史』巻二七・英宗本紀・延祐七年（一三二〇）十月乙丑の条（六〇六頁）には、

大護國仁王寺に幸す。帝師は醮八兒監蔵を以て土蕃宣慰司都元帥に爲さんことを請う。これに従う。

とある。この記事はまさに英宗が大護国仁王寺に御幸した際に、帝師が皇帝に請願をしたことを示している。この帝師は在位年代より考えれば、チベット年代記に花園大寺で死んだと記され、また大都の花園大寺を発令地とした法旨⑬の発令者である第八代帝師クンガロトーギェンツェンその人なのである。

ここに本稿で別個に考察を加えてきた大都の花園大寺と大護国仁王寺が同一の寺を指したものであったという事実が明らかになるのである。

おわりに

パクパをはじめ、帝師に任命されたサキャ派の高僧たちは歴代、大都都城の西、高良河の岸にクビライの正后チャブイによって建立された大護国仁王寺を居所としていたのである。そして同寺はチベット語で花園大寺 Me tog ra ba'i sde chen po と呼ばれた。さらに、その建立は一二七〇年、つまりパクパの帝師就任に合わせて始まったのである。

ではなぜ大護国仁王寺は「花園大寺」と呼ばれたのであろうか。現在の北京市の地図を見ると、何と高良河の南側にあたる地には「花園村」と呼ばれる地区が存在する。これが果たしてこの「花園大寺」と関係があるのかは今のところ確証はないが、いつ頃からの名称であったのかを調べることによって、本稿での結論をより確実なものにできるかもしれない。今後の課題としたい。

本稿では、法旨の発令地にのみ注目したが、法旨はサキャ派のチベット支配、チベットの各寺院の寺産、あるいは元の税制の実態など、様々な問題を探っていく上で絶好の同時代史料群となる。また大護国仁王寺に関する漢文史料は、本稿で引用した以外にもかなり存在し、それらを仔細に検討することによって、大都におけるチベット仏教の実像についても明らかにすることができよう。

文献目録

石田幹之助「元代の工芸家ネパールの王族阿尼哥の伝に就いて」『蒙古学報』二、一九四一、二四四―二六〇頁（同著『東亜文化史叢考』東洋文庫、一九七三に再録）。

稲葉正就「元の帝師に関する研究――系統と年次を中心として――」『大谷大学研究年報』一七、一九六五、八一―一五五頁。
稲葉正就・佐藤長訳『フゥラン・テプテル――チベット年代記――』法蔵館、一九六四。
入矢義高「元刊百丈清規について」『石濱先生古稀記念東洋学論叢』、関西大学、一九五八、四九―五九頁。
京都大学文学部博物館『平成二年春季企画展「中国石刻拓本展」出品図録』、一九九〇。
周藤吉之「唐宋の資料に見える頭項・頭下と探馬――遼・元の投下との関連に於いて――」『宋代史研究』東洋文庫、一九六九、六五六―六八四頁。
寺本婉雅「大元国師霊巌寺蔵漢対照碑文に就て」『宗教研究』新八―一、一九三一、一一七―一二五頁。
常盤大定・関野貞『中国文化史蹟』上／中／下、法蔵館、一九七四／七五／七六。
中村淳・松川節「新発現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』八、一九九三、一―九二頁。
野上俊静「桑哥と楊璉真伽――元代宗教史の一面――」『大谷大学研究年報』一七、一九六五、七九―一五六頁（同著『元史釈老伝の研究』、一九七八に再録）。
福田洋一・石濱裕美子『西蔵仏教宗義研究第四巻――トゥカン『一切宗義』モンゴルの章――』東洋文庫、一九八六。
松田孝一「メリク・テムルとその勢力」『内陸アジア史研究』四、一九八八、九一―一〇二頁。
箭内亙「蒙古の詐馬宴と只孫宴」『白鳥博士還暦記念東洋史論叢』、一九二五、八七一―八八四（同著『蒙古史研究』刀江書院、一九三〇に再録）。
王　堯「山東長清大霊巌寺大元国師法旨碑考釈」『文物』一九八一―一、四五―五〇頁。
王壁文「元大都寺観廟宇建置沿革表」『中国造学社彙刊』六―四、一九三七、一三〇―一六八頁。
広東省博物館編『南華寺』文物出版社、一九九〇。
蔡美彪『元代白話碑集録』科学出版社、一九五五。
沈衛栄「『漢蔵史集』所載桑哥伝訳注」『元史及北方民族史研究集刊』九、一九八五、八九―九三頁。
常風玄「元代法旨碑四種」『中国民族関係史研究』中国社会科学出版社、一九八四、五〇一―五二四頁。
照那斯図「南華寺蔵元代八思巴字蒙古語聖旨的復原与考釈」『中国語言学報』一、一九八二、二二一―二三二頁。
『八思巴字和蒙古語文献』Ⅰ／Ⅱ、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、一九九〇／一九九一。

仁慶扎西「元代中央王朝中的蔵族宰相桑哥」『西蔵研究』一九八四―二′ 五三―五九頁。
西蔵人民出版社『西蔵地方是中国不可分割的一部分（史料選輯）』′ 一九八六。
赤烈曲扎編『中国西蔵地方歴史資料選輯』西蔵人民出版社′ 一九八六。
中国歴史博物館編『中国古代史参考図録宋元時期』上海教育出版社′ 一九九一。
陳金鐘「元以来中央政権頒授西蔵地方首領印章考要」『中央民族学院学報』一九八八―三′ 一四―二二頁。
陳慶英・祝啓源「読八思巴的一件法旨」『西北史地』一九八六―一′ 七三―七六頁。
中野美代子「帝師八思巴行状校証」『香港中文大学新亜学報』九―一′ 一九八九′ 九三―一一九頁。
北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第四八冊―第五〇冊′ 中州古籍出版社′ 一九九〇。
孟慶劫「元帝師公哥羅古羅思監蔵班蔵卜一三一九年法旨考釈」『中国民族古文字研究』中国社会科学出版社′ 一九八四′ 二五―一二五六頁。
楊鶴書「広東南華寺発現八思巴字′ 蔵文重要文物」『中山大学学報』一九八二―二′ 四〇―四八頁。
Chavannes, Ed. : "Inscriptions et pièces de chancellerie chinoises de l'époque mongole", *TP* 5/6/9, 1904/1905/1908, pp. 357–477/1–42/297–428.
Cleaves, F. W. : "The "Fifteen 'Palace Poems'" by K'o Chiu-ssu", *HJAS* 20–3・4, 1957, pp. 391–479.
Junast : "Two Yuan Imperial Edicts in Mongolian Written in 'Phags-pa Script and Kept in the Nanhua Monastery", *AOH* 43–1, 1989, pp. 87–98.
Nakano, M. : *A Phonological Study in the 'Phags-pa Script and the Meng-ku Tzu-yün*, Canberra, 1971.
Petech, L. : "Sang-ko, A Tibetan Statesman in Yüan China", *AOH* 34, 1980, pp. 193–208.
Schuh, D. : *Erlasse und Sendschreiben mongolischer Herrscher für tibetische Geistliche*, St. Augustin, 1977.
: *Grundlagen tibetischer Siegelkunde*, St. Augustin, 1981.
Tucci, G. : *Tibetan Painted Scrolls*, 3vols, Rome, 1949 (rpt., Kyoto, 1980).

註

(1) 法旨の書式の研究には Shuh 1977 がある。なお、筆者はモンゴル文聖旨の書式について中村・松川一九九三、一五—二二頁で述べたが、さらに法旨の書式についても別稿で論ずる用意がある。

(2) cf. Nakano 1971, pp. 138–139; 陳一九八八、一四—一五頁。

(3) GBYT三三一頁。座主と訳した gdan sa は地位とも訳される語であり、稲葉一九六五、一一五頁はこれが帝師職を指すと考えている。

(4) cf. 稲葉一九六五、一一七頁。原文は Me tog ra ba'i sde tshan po であるが、tshan po は東洋文庫蔵本、一六一葉表には正しく chen po とある。

(5) cf. 中野一九六九、一〇六頁。

(6) YJC一六〇頁：GBYT三三六頁；cf. 稲葉一九六五、一三五頁。

(7) YJC一六一頁：GBYT三三七頁；cf. 稲葉一九六五、一四〇頁。GBYTには花園の寺 Me tog ra ba'i sde とある。

(8) GBYT三三八頁；cf. 稲葉一九六五、一四六頁。

(9) YJC一六七頁：GBYT三四二頁；cf. 稲葉一九六五、一五〇頁。YJCもGBYTも花園 Me tog ra ba と簡単に記す。

(10) 『紅史』（民族出版社、一九八一年）四九頁；cf. 稲葉・佐藤一九六四、一二一頁。

(11) 石田一九四一、特に三七八—三七九、三八九頁。アニガには『元史』巻二〇三・方技伝附工藝伝（四五四五—四五四六頁）に伝がある。その冒頭に「阿尼哥は尼波羅國の人なり、其の國人はこれを稱して八魯布と曰う」とある。石田氏は八魯布を不明としたが、これはチベット語でネパールまたはネパール人を指す Bal po に相違ない。

(12) 投下は漢地に戸口と地域を分与された諸王・功臣を指す語、cf. 周藤一九六九、六五六—六八四頁。只孫はモンゴル語 jisün の音写。原義は「色」であるが、宮廷に行なわれる宴会の列席者が同一色の服を用いるところから、その服を只孫衣と言い、その宴を只孫宴と言った、箭内一九二五。簇馬は、箭内一九二五で只孫宴の一つとして論じられた詐馬宴と関係があるかもしれない。

(13) 『元史』巻二〇五・姦臣伝・桑哥（四五七〇—四五七六頁）の研究には野上一九六五があり、『漢蔵史集』サンガ伝（二八八—二九六頁）の訳註には Petech 1980；仁慶扎西一九八四；沈一九八五がある。なおペテック氏は東洋文庫蔵本に拠っている。

(14) 趙思恭にはこの他、『傅與礪詩文集』巻一〇（四庫珍本三集、一葉表—七葉表）、『石田先生文集』巻一二（元人文集珍本叢刊、四葉表—九葉表）、『吳文正公集』巻三三（元人文集珍本叢刊、一四葉表—一六葉裏）に伝がある。『吳文正公集』以外には関連記事がみえるが『道園學古録』が最も詳しい。

(15) ペテック氏がすでに指摘されたように、『サキャ全書』パクパ著作集に収められた小品、一五六番（一二七九年六月五日付け）と一五八番（一二七九年六月二十三日付け）の奥書に「弟子（にして）訳師（たる）サンガ slob ma lo tsa ba Sam gha」とある、Petech 1980, p. 196, n. 13；cf. 福田・石濱一九八六、七二頁。大浮圖師がパクパを指すことは疑いない。後引の『漢蔵史集』サンガ伝も参照。

(16) 儲普華については未詳。『石田先生文集』には「織染局使儲普華」とある。

(17) 『石田先生文集』には「織染局使儲普華は時相に倚りて賕を受け、公糾するに法を以てす」とあり、儲普華はサンガの絶大な力をかさに賄賂をとっていた。

(18) zu gur che は宿衛の一つ sügürči（速古兒赤）を音写したもの、Petech 1980, pp. 195–196, n. 12；沈一九八五、九二頁、註八。sügürči は「傘」を意味する sügür に人を表す -či がついたものであり本来「傘持ち」を意味するはずなのだが、『元史』にみえるスグルチの説明は「主服御者」（皇帝の服装の世話をする人）としかない、『元史』巻九九・兵志二・宿衛の条、二五二四頁など；cf. Cleaves 1957, pp. 438–440。『元史』に現われるスグルチはすべて皇帝のそれを指したものであるが、ここでは文脈上パクパのスグルチを指している。松田一九八八は、スグルチ等の宮廷官僚組織をはじめとする政府組織＝王府がモンゴルの各王族にも存在し、それぞれが一つの王国を形成した可能性があることを指摘している。果たしてパクパにもこうした一つの王府とも呼べる組織があったのかは今のところ定かではなく、むしろこの場合は原義通り「傘持ち」の意に解した方がよいかもしれない。

(19) 後述するようにこの記事は一二七一年以前のものと考えられ、宣政院とあるのは総制院の誤りである、Petech 1980, p. 196, n. 14；cf. 仁慶扎西一九八四、五四頁。

(20) bde は sde に音通であり、「大きい」を意味する chen po は chen とも che とも表記されるので、これは Me tog ra ba'i sde chen po に同じである。この箇所に対する各研究者の註記を見ると、各々詳細な考証はないものの帝師特にパクパの大都における居所とする点で一致する、Petech 1980, p. 196, n. 15；沈一九八五、九二頁、註九。沈氏は大都大内の西に位置する太液池内の瓊花島、元で言う万寿山（万歳山とも）に比定しようと試みているが、これは単なる憶測にすぎない。

(21) Petech 1980, p. 196 は "a garden pavilion"、仁慶扎西一九八四、五四頁は「園亭」、沈一九八五、八九頁は「豪華仏堂」と訳す。また『蔵漢大辞典』（民族出版社、一九八五、二三二五頁）「'tshal ba」の項には古語として「講解」とあり、'tshal khang を「講釈小屋」と訳すのも一案である。

(22) ペテック氏は "T'ai-sa was the office (sa) of the [yü-shih] t'ai, i. e. the censorate" (p. 196, n. 16) と註記し、仁慶扎西氏は単に「御史台」（五四頁）と訳し、沈氏は「thavi-sa 意為台的地方、指御史台、此訳作台臣」（九二頁、註一〇）と註記する。sa は場所や地位を表す語であり　筆者は御史台の地位にある者と解した。

(23) 東洋文庫蔵本、一三九葉裏も Ka le hu である。Ka le hu については、Petech 1980, p. 197 は「ɔ·」を付すのみであり、沈一九八五、九二頁、註一一は不明とする。あるいは大護国仁王寺が隣接した高良河を音写したとも考えられるが、法旨⑲では高良河は Gra'u lyang ho と漢字音を正確に写そうとする姿勢が見えるのに比して、特に le を良字を写したとするには余りに粗略に過ぎる。しかし、チベット語で解けない以上それは何らかの音写であり、それも河（ho/hu）の名を写したものと考えて大過なかろう。ここではこれが高良河を写した可能性があることを指摘するに留めておく。

(24) Petech 1980, p. 197；仁慶扎西一九八四、五五頁。

(25) この施主・帰依処がクビライとパクパを示していることは文脈上間違いない、沈一九八五、九二頁、註一三；cf. Petech 1980, p. 197；仁慶扎西一九八四、五五頁。

(26) 福田・石濱一九八六、六九頁。

付記　小稿は平成五年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（大学院後期課程学生）